

**磐田市建築確認事前チェックリスト**  
(調査内容と調査先一覧)

このチェックリストは建築確認申請に関連する主要な事項及び所管部局を示したものです。建築確認申請にあたって、下記の関係法令及び指導事項等について、事前に充分調査してください。

**<敷地の用途地域、接道等の調査>**

No.	項目	チェック	調査内容	場所	課名	担当名
1	都市計画区域等		用途地域、地域地区等	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907
2	都市計画道路		施工中の道路の位置	西庁舎 2F	道路河川課	用地G 0538-37-4897
			都市計画決定された道路の位置	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907
3	道路関係		磐田市道	西庁舎 2F	道路河川課	管理G 0538-37-4808
			道路種別 (建築基準法第42条)	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
4	建築許可		建築基準法に関する許可 (第43条ただし書きなど)	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899

※G：グループの略

**<建築基準関係規定（建築確認対象法令）の主なもの>**

No.	項目	チェック	調査内容	場所	課名	担当名
5	消防法		消防用設備	福田支所 3F	予防課	建築設備G 0538-59-1719
6	屋外広告物法		規制区域、許可基準	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907
7	水道法		給水設備	福田支所 2F	水道課	施設G 0538-58-3086
8	下水道法		公共下水道区域	福田支所 2F	下水道課	施設管理G 0538-58-3282
9	都市計画法		開発行為、適合証明、市街化調整区域の建築許可など	西庁舎 2F	都市計画課	土地政策G 0538-37-4935

※G：グループの略

**<届出、報告等が必要な法令等の主なもの>**

No.	項目	チェック	調査内容	場所	課名	担当名
10	県福祉のまちづくり条例		特定公共的施設	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
11	CASBEE 静岡		特定建築主（2,000㎡以上の新築を行おうとするもの） 特定建築主以外（努力義務）	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
12	バリアフリー法		特別特定建築物（2,000㎡以上の建築等は建築物移動等円滑化基準に適合） 特定建築物（努力義務）	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
13	建築物省エネ法		2,000㎡以上の建築物（非住宅）の新築、増改築 300㎡以上の建築物（住宅・非住宅）の新築、増改築	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899

14	建設リサイクル法		建築物の解体（延べ面積 80㎡以上のもの） 建築物の新築・増築（延べ面積 500㎡以上のもの）	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
15	電波伝搬障害防止区域		伝搬障害防止区域で地表高 31m を超える建築物	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
16	大規模小売店舗		売場面積 1,000㎡以上の物品販売店舗	西庁舎 1F	商工観光課	商工観光G 0538-37-4819
17	文化財、遺跡		埋蔵文化財の調査	埋蔵文化財センター	文化財課	調査G 0538-32-9699
18	地区計画		今之浦（建築条例）、東部磐田駅前（建築条例）、拓東鎌田第一（建築条例） 豊田新駅周辺 遠州豊田 PA 周辺（建築条例） 国道 150 号沿道 家田、敷地、豊岡駅前 下野部（建築条例）、東新町	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907
19	土地区画整理区域		磐田駅北区画	西庁舎 1F	都市整備課	市街地整備G 0538-37-7174
			新貝区画 鎌田第一区画	西庁舎 1F	都市整備課	区画整理G 0538-37-4830
20	河川保全区域		天竜川河川敷より 18m 以内の沿岸地	浜松市国吉町 1-2	国交省中部地方整備局	中ノ町出張所 053-421-0051
21	河川占用 河川工事承認		敷地と道路との間に河川、水路がある場合	西庁舎 2F	道路河川課	管理G 0538-37-4808
22	道路占用 道路工事承認		排水管の道路横断 前面道路の整備	西庁舎 2F	道路河川課	管理G 0538-37-4808
23	災害危険区域		建築制限解除 （寺谷、匂坂中、原新田、豊田、富丘、敷地、万瀬）	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
24	土砂災害防止法		土砂災害特別警戒区域	西庁舎 2F	道路河川課	管理G 0538-37-4808
24	敷地内の公有財産		道、水路などの用途廃止 畦畔の譲与対象外証明	西庁舎 2F	道路河川課	管理G 0538-37-4808
25	農用地除外		地目：農地	西庁舎 1F	農林水産課	農林水産振興G 0538-37-4813
	農地転用	農地管理G 0538-37-4813				
26	公害		騒音、振動、悪臭などに関する施設	西庁舎 1F	環境課	環境保全G 0538-37-4874
27	旅館建築		旅館業を目的とする建築物	西庁舎 2F	建築住宅課	建築G 0538-37-4899
28	景観法		建築物 ・高さ 15m を超えるもの ・延べ面積 1,000㎡以上 工作物 ・高さ 15m を超えるもの	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907
29	都市再生特別措置法		・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域 区域外で行う一定の開発行為及び建築等行為	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画G 0538-37-4907

※G：グループの略

<要綱、その他関連事項>

No.	項目	チェック	調査内容	場所	課名	担当名
30	建築協定		磐田市東部台団地 磐田市中野団地 遠鉄磐田わかば台 磐田市緑ヶ丘地区 見附せせらぎの郷 フローラタウンつつじヶ丘 福田町大原ニュータウン グリーンタウン富士見の杜	西庁舎 2F	建築住宅課	建築 G 0538-37-4899
31	土地利用事業に関する要綱		施行区域の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の土地利用事業	西庁舎 2F	都市計画課	土地政策 G 0538-37-4935
32	中高層建築物に関する要綱		住居系用途地域・調整区域 高さ 10m超のもの 非住居系用途地域 高さ 15m超のもの	西庁舎 2F	建築住宅課	建築 G 0538-37-4899
33	共同住宅に関する要綱		階数が 3 以上でかつ住戸の 数が 15 以上のもの	西庁舎 2F	建築住宅課	建築 G 0538-37-4899
34	見付地区景観形成基準		見付本通線に面する建築物 及び付属物の修景基準	西庁舎 2F	都市計画課	都市計画 G 0538-37-4907

※G：グループの略

H30. 4. 1